

独立行政法人農畜産業振興機構の業務の実績に関する評価基準

農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会（以下「評価委員会」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「法」という。）に基づく独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の業務の実績に関する評価を行うに当たっての基準を次のとおり定める。

1 評価の基本的考え方

- （1）独立行政法人は、法第32条の規定に基づく各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「各事業年度の実績評価」という。）及び法第34条の規定に基づく中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標の実績評価」という。）を受けなければならないとされている。
- （2）各事業年度の実績評価は、当該事業年度における業務の実績の全体について別紙に定める機構の中期計画の中項目（以下「中項目」という。）を評価単位とし、中項目の評価、中項目の評価結果を踏まえた別紙に定める大項目（以下「大項目」という。）の評価及び全体の評価（以下「総合評価」という。）の3段階で行うものとする。
- （3）中期目標の実績評価は、中期目標の期間における業務の実績の全体について（2）の例により行うものとする。
- （4）評価委員会は、各事業年度の実績評価及び中期目標の実績評価の結果、機構の業務運営について改善すべき点が明らかとなった場合には、改善の方向について勧告するものとする。
- （5）評価委員会は、評価を行うに当たって、次の事項について留意するものとする。
 - ア 独立行政法人の評価のより適正な実施を図る観点から、随時評価手法等の見直しを行うものとする。
 - イ その際、法人の事務事業の効率的かつ効果的な運営を図る観点から、評価を行うに当たり、法人は、費用と効果の関係についての具体的な把握等に努めるものとし、評価委員会は他の法人の状況等も踏まえつつ、こうした法人の取組についても適切に評価するものとする。

2 各事業年度の実績評価の方法

- （1）中項目の評価方法
 - ア 中項目の評価は、中項目に係る具体的な項目のうち最小のもの（以下「小項目」という。）の評価結果について、
達成度合がaとされた小項目を2点（さらにs評価とされた場合は、1点を加点）

達成度合がbとされた小項目を1点

達成度合がcとされた小項目を0点（さらにd評価とされた場合は、1点を減点）

とし、その集計に当たっては、中項目に含まれる小項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、次の3段階評価で行うものとする。

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

ただし、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

イ 小項目の評価は、小項目の定め方に応じて次の方法により行うものとする。ただし、予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、小項目の業務の実施を中止し、又は業務量を減らざるを得なかった場合は、このような事情を考慮して小項目の評価を行うものとする。

- ① 小項目に単年度において達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値の達成度合を踏まえ、次の例により3段階で行うものとする。

ただし、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じs評価とすることができる。また、c評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じd評価とすることができる。

例)

(中期目標又は中期計画「以上」又は「少なくとも」とされている場合)

数値の達成度合が100%以上 a

数値の達成度合が70%以上100%未満 b

数値の達成度合が70%未満 c

(上記以外の場合)

数値の達成度合が90%以上 a

数値の達成度合が50%以上90%未満 b

数値の達成度合が50%未満 c

- ② 小項目に中期目標期間において達成すべき数値目標が定められている場合には、当該数値に基づき中期目標期間等を考慮して定めた数値の達成度合を踏まえ、次の3段階で行うものとする。

ただし、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じs評価とすることができる。また、c評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じd評価とすることができる。

数値の達成度合が90%以上 a

数値の達成度合が50%以上90%未満 b

数値の達成度合が50%未満 c

- ③ 小項目に単年度において達成すべき定性的な目標が定められている場合には、原則として、当該小項目の実施状況を判断するための基準として、当該小項目の性質を勘案して二以上の具体的な指標を設定し、その達成度合を踏まえ、次の例により行うものとする。

ただし、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じ s 評価とすることができる。また、c 評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じ d 評価とすることができる。

例)

(段階的な評価を行うことが適切な場合)

設定した指標が達成された	a
設定した指標が概ね達成された	b
設定した指標が達成されなかった	c

(段階的な評価を行うことが不適切な場合)

設定した指標が達成された	a
設定した指標が達成されなかった	c

- ④ 小項目に補助事業等その性質上単年度では結果が現れない定性的な目標が定められている場合には、原則として、当該年度において実施すべき目標を定め、当該目標の実施状況を判断するための基準として二以上の具体的な指標を設定し、その達成度合を踏まえ、③の例により行うものとする。
- ⑤ 小項目に複数の指標が設定されている場合には、原則として、それぞれの指標の結果を同数の小項目の評価指標とみなすものとする。
- ⑥ 小項目の評価において、b 又は c 評価となる見込みの項目については、その要因分析を行うものとする。要因分析の結果、特に必要であると認められるものについては a 又は b 評価に修正することができるものとする。

ウ 小項目のうち当該事業年度においては、業務の実施に至らなかったもの又は業務を実施しないこととされているものについては、各事業年度の実績評価の対象外とする。

エ 小項目の評価に当たっては、機構から提出された自己評価結果を記載した評価シートを活用するものとする。

(2) 大項目の評価方法

大項目の評価は、まず①により中項目の評価について 3 段階評価を行い、A 評価の項目については、各中項目の達成率及びその他の要因（②の留意事項）を分析し、必要に応じ S 評価とすることができる。また、C 評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じ D 評価とすることができる。

① 3 段階評価

中項目の評価結果について、

A評価とされた中項目を2点（さらにS評価とされた場合は、1点を加点）

B評価とされた中項目を1点

C評価とされた中項目を0点（さらにD評価とされた場合は、1点を減点）

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、次の3段階評価で行うものとする。

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

② 留意事項

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期目標や中期計画に掲げられた具体的取組内容において、特に優れた実績をあげた項目については、その状況、要因等の分析を行い、その推奨すべき事項
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容
- ・ 中期目標や中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績

（3）総合評価の方法

総合評価は、まず①により中項目の評価について3段階評価を行い、A評価の項目については、各中項目の達成率及びその他の要因（②の留意事項）を分析し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じてD評価とすることができる。

① 3段階評価

中項目の評価結果について、

A評価とされた中項目を2点（さらにS評価とされた場合は、1点を加点）

B評価とされた中項目を1点

C評価とされた中項目を0点（さらにD評価とされた場合は、1点を減点）

とし、その集計に当たっては、中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、次の3段階評価で行うものとする。

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

② 留意事項

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期目標終了時点を見据えた各事業年度の業務の進捗状況、残された期間に行うべき事項等
- ・ 中期目標や中期計画に掲げられた具体的取組内容において、特に優れた実績をあげ

た項目については、その状況、要因等の分析を行い、その推奨すべき事項

- ・ 業務の達成度合が低く、中項目の評価においてB又はC評価となった項目については、その状況、要因等の分析を行い、今後の改善の方向等
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容
- ・ 中期目標や中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績

3 中期目標の実績評価の方法

(1) 中項目の評価方法

中項目の評価は、中期目標期間の各事業年度における小項目の評価結果について、

達成度合が a とされた小項目を 2 点（さらにs評価とされた場合は、1 点を加点）

達成度合が b とされた小項目を 1 点

達成度合が c とされた小項目を 0 点（さらにd評価とされた場合は、1 点を減点）

とし、その集計に当たっては、当該中項目について、中期目標期間に行った小項目の実績評価の回数に 2 を乗じて得た数を基準として、次の 3 段階評価で行うものとする。

当該期間中の小項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

当該期間中の小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

当該期間中の小項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

ただし、各小項目の達成率及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。

(2) 大項目の評価方法

大項目の評価は、まず①により中項目の評価について 3 段階評価を行い、A評価の項目については、各中項目の達成率及びその他の要因（②の留意事項）を分析し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じてD評価とすることができる。

① 3段階評価

中項目の評価結果について、

A評価とされた中項目を 2 点（さらにS評価とされた場合は、1 点を加点）

B評価とされた中項目を 1 点

C評価とされた中項目を 0 点（さらにD評価とされた場合は、1 点を減点）

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に 2 を乗じて得た数を基準として、次の 3 段階評価で行うものとする。

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

② 留意事項

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期目標や中期計画に掲げられた具体的取組内容において、特に優れた実績をあげた項目については、その状況、要因等の分析を行い、その推奨すべき事項
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容
- ・ 中期目標や中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績

(3) 総合評価の方法

総合評価は、まず①により中項目の評価について3段階評価を行い、A評価の項目については、各中項目の達成率及びその他の要因（②の留意事項）を分析し、必要に応じてS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じてD評価とすることができる。

① 3段階評価

中項目の評価結果について、

A評価とされた中項目を2点（さらにS評価とされた場合は、1点を加点）

B評価とされた中項目を1点

C評価とされた中項目を0点（さらにD評価とされた場合は、1点を減点）

とし、その集計に当たっては、大項目に含まれる中項目の項目数に2を乗じて得た数を基準として、次の3段階評価で行うものとする。

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の90%以上 A

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%以上90%未満 B

中項目の合計数値の割合が基準となる数値の50%未満 C

② 留意事項

- ・ 当該評価を行うに至った経緯、特殊事情等
- ・ 中期目標や中期計画に掲げられた具体的取組内容において、特に優れた実績をあげた項目については、その状況、要因等の分析を行い、その推奨すべき事項
- ・ 業務の達成度が低く、中項目の評価においてB又はC評価となった項目については、その状況、要因等の分析を行い、今後の改善の方向等
- ・ 予期せぬ重大な社会情勢の変動に即応して特定の業務を優先して行ったため、予定していた業務を中止し、又はその業務量を減らざるを得なかった場合にあっては、その経緯及び実施した特定の業務の内容
- ・ 中期目標や中期計画に掲げられた具体的取組内容以外の評価すべき業績

別 紙

中期計画に属する各項目	総合評価
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	◎大項目
1 事業費の削減・効率化	○中項目
2 業務運営の効率化による経費の抑制	○中項目
3 業務執行の改善	○中項目
4 業務運営能力等の向上	○中項目
5 機能的で効率的な組織体制の整備	○中項目
6 補助事業の効率化等	○中項目
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	◎大項目
1 畜産関係業務	○中項目
2 野菜関係業務	○中項目
3 砂糖関係業務	○中項目
4 蚕糸関係業務	○中項目
5 情報収集提供業務	○中項目
第3 予算、収支計画及び資金計画	◎大項目
①事業費及び一般管理費の節減に係る取り組み	○中項目
②法人運営における資金の配分状況	○中項目
③余裕金の効率的な運用状況	○中項目
第4 短期借入金の限度額	◎大項目
○運営費交付金の受入の遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金	○中項目
○国産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の不足となる場合における短期借入金	○中項目
○生糸売買事業における短期借入金	○中項目
第5 剰余金の使途	◎大項目
第6 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	◎大項目
1 施設及び設備に関する計画(予定なし)	○中項目
2 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	○中項目